

平成国際大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、平成国際大学（以下、「本学」という。）における障害を理由とする差別の解消（以下、「差別の解消」という。）の推進に関して、必要な事項を定める。なお、この規程における用語の定義等は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）によるものとする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第2条 教職員は、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

（合理的配慮の提供）

第3条 教職員は、この規程に基づいて学長が必要を認めた場合、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

（差別の解消に関する推進体制）

第4条 本学における差別の解消に関する推進体制は、以下の各号のとおりとする。

（1） 最高管理責任者（学長）

学長は、最高管理責任者として、差別の解消の推進及びそのための環境整備等に関し、本学全体を統括し、最終責任を負うものとする。

（2） 総括監督責任者（副学長）

副学長は、総括監督責任者として、最高管理責任者たる学長を補佐する。

（3） 障害学生配慮検討・推進委員会

障害学生配慮検討・推進委員会（以下、「配慮委員会」という）は、差別の解消に関する事項について審議する。委員会に関する事項は別に定める。

（4） 合理的配慮担当教員

学長は、委員会の委員の中から合理的配慮担当教員（以下、「担当教員」という。）を指名する。担当教員は、合理的配慮の提供に関し、この規程に定める業務を行う。

（合理的配慮の提供に関する手続き）

第5条 学生が合理的配慮の提供を求めたとき、本学は、本条の手続きに従って必要な措置を講ずる。

（1） 配慮の提供を求める学生は、学生課に「配慮申請書」（別紙1）及び根拠資料（医師の診断書又は障害者手帳等のコピー）を提出する。

（2） 学生課職員は、申請の旨を速やかに担当教員へ通知し、担当教員は、学生課職員とともに学生に面接を実施して「配慮申請書」の確認欄（大学側記入）に聞き取り内容を記入し、配慮委員会に提出する。

（3） 配慮委員会は、障害の特性・程度、高等学校等における配慮の提供の状況、他の本学学生との均衡、及び、本学の負担の程度等を考慮の上、配慮の提供の妥当性を審議する。配慮の提供が妥当と判断された場合、学長は、関係する委員会に対して、具体的な配慮の内容を検討するよう指示する。配慮の提供が妥当でないと判断された場合、学長は、担当教員を通じて、その旨を学生に通知する。

- (4) 関係する委員会は、「必須事項」と「任意事項」に分けて具体的な配慮の内容を審議の上、「配慮指示事項」（別紙2）を作成し、学長に提出する。学長は、具体的な配慮の内容に異議がある場合、担当教員の意見を聴き、関係する委員会に対して再審議を求めることができる。
- (5) 学長は、「配慮指示事項」の内容を配慮の提供者（科目担当者等）及び担当教員に通知する。
- (6) 担当教員は、「配慮指示事項」の「必須事項」を元に、「配慮決定通知書」（別紙3）を作成して学生に通知、説明する。
- (7) 配慮の提供者は、「必須事項」を必ず実施し、「任意事項」を実施するよう努める。
- (8) 配慮の提供後、担当教員は学生相談室と連携して、最低年2回、学生に対する聞き取り調査を実施し、配慮の提供状況を配慮委員会に報告する。
- (9) 大学は、支援申請書の受理から配慮の提供開始までの期間が、概ね2か月以内となるよう努める。

（受験者等に対する合理的配慮の提供に関する手続き）

第6条 受験予定者又は入学試験合格者が入学後の配慮の提供を希望する場合、学生に準じて扱うものとする。

2 受験予定者は入学試験における配慮を希望する場合、原則として、出願開始日の30日前までに本学入試広報課へ「受験特別措置申請書」（別紙4）を提出するものとする。入試委員会は、担当教員と協議の上、合理的配慮の提供の妥当性、及び具体的な配慮の内容を配慮委員会に提案し、配慮委員会の承認を経て、当該受験予定者に通知する。

（合理的配慮の不提供等に関する不服申し立て）

第7条 学生は、学長が第5条第3号により合理的配慮の提供が妥当でないと判断した場合、又は、同条第6号の「配慮決定通知書」の内容に不服がある場合、合理的配慮不服申し立て審査委員会に不服を申し立てることができる。合理的配慮不服申し立て審査委員会規程は別に定める。

（相談体制）

第8条 障害を理由とする差別に関する相談窓口は、学生相談室、担当教員、及び学生課とする。

（教職員への研修・啓発）

第9条 本学は、差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修・啓発を行う。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則（令和6年4月1日規程第3号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月12日規程第15号）

この規程は、令和6年6月12日から施行する。